

東京都教育委員会臨時会会議録

日 時：平成22年 8 月 3 日（火）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年8月3日

東京都教育委員会臨時会

議 題

1 議 案

- 第57号議案 平成23年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について
- 第58号議案から
第93号議案まで 平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について
- 第94号議案 平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

2 協 議 事 項

- (1) 平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について
- (2) 平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
（書記）	教育政策課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年教育委員会臨時会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、朝日新聞ほか4社、合計5社から、個人は、合計5名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。

異議なし 　　　　　　では許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

議 案

第57号議案 　　　　　　平成23年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

【委員長】 第57号議案、平成23年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について、説明を、都立学校教育部長、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 第57号議案資料を御覧いただきたいと思います。

この議案は、平成23年度都立高校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針につきましてお諮りするものでございます。推薦に基づく選抜の在り方については、一昨年来、教育委員会の中で様々御議論をいただいでまいりました。それを受けまして、推薦に基づく選抜の中学生に対する影響や推薦に基づく選抜で高校に入った生徒のその後の学習状況などについて実態調査を行うとともに、中学校の校長や高校の校長に対するアンケートも実施してまいりました。また、推薦に基づく選抜の必要性や

課題などについて、学識経験者も構成員である入学者選抜制度検討委員会で別途検討していただいていたまいりました。それらの関係は、お配りしています資料の3枚目以降に参考資料1としてつけさせていただいております。それらを踏まえまして、今回、来年度の推薦に基づく選抜の実施方針についてお諮りするものでございます。

毎年度、この実施方針を策定しているのですが、この間の議論を踏まえ、今回、変更点が2点ございます。お配りしています参考資料2が、平成22年度の推薦に基づく選抜の実施方針でございます。これと1枚目の平成23年度の実施方針の案と見比べながら御覧いただければと思います。

変更点の1つ目は、第2の「推薦に基づく選抜の趣旨」についてでございます。参考資料2の平成22年度の実施方針では、「(1)多段階の選抜により受検機会を拡大する。」とあったのですが、今回その部分を削除しております。その理由は、推薦に基づく選抜の趣旨が学力検査に基づく選抜と異なる選抜方法により、受検者の能力・適性、意欲等を一層多面的に評価することにあるという点をより明確にするために、従来ありました受検機会の拡大は、結果としてついてくるものであると考え削除してございます。

もう一つ変更した点は、平成23年度の実施方針の第10としまして、「推薦に基づく選抜実施上の留意点」を新たに加えたことです。その内容は、ここに記載のとおりですが、3点挙げております。

1点目が、「求める生徒像の明確化について」で、推薦に基づく選抜において求める生徒像について、各学校において十分検討し、明確にして生徒及び保護者に示すことを挙げております。

2点目として、「選抜方法の改善について」ですが、その一つとして、推薦に基づく選抜は調査書、それから全校において面接を行っておりますが、それ以外に小論文又は作文、実技検査を追加したり、面接等の配点を増やすなどして、受検者の能力・適性、意欲等を一層評価することができるように改善を図る、もう一つ、面接についてですけれども、面接時間の延長や質問項目の見直し、パーソナル・プレゼンテーションやグループ面接の実施など、面接方法について、受検者の目的意識や意欲がより把握できるように改善を図ることを挙げています。

3点目として、推薦に基づく選抜により「入学した生徒の学習状況等の検証・検討及び自校の推薦選抜方法の改善について」で、これまでも推薦に基づく選抜で入学した生徒の調査を各学校において行ってもらってありましたけれども、それを引き続き行うことと、それに基づいて、改めて各学校において、自分の学校の推薦選抜の方法（検査内容・検査方法等）や推薦枠が妥当なのかどうかについて検討を行い、必要な改善を図るということを挙げております。

以上、大きく2点、今回、実施方針について変更すべきではないかと考えたところを御説明させていただきました。それ以外の点につきましては、昨年度と変更してございません。

「第6 推薦に基づく選抜の対象人員枠等」でございますが、各都立高校は学科別に推薦に基づく選抜の上限枠を定めておりますが、この点、それから、国から示されました新しい学習指導要領の中で、学力の中の思考力、判断力、表現力などの部分について、より求められておりますので、それに見合った検査方法の工夫などにつきまして、別途、入学者選抜制度検討委員会で引き続き検討を行いたいと思っております。

その検討結果につきましては、年度内には、教育委員会において御報告をしたいと考えています。

なお、この実施方針ですけれども、本日御決定いただけましたら、今後の予定として、各高校に示しまして、その後、各学校において具体的な検査の方法や配点などについて決定してもらい、9月には中学側に示すという段取りで進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 少し長くなりますけれども、事務局から出された基本的な原案を、今年度については、私自身としては、これを基本に考えてよかろうという立場でおります。そのことを前提に、これまでの検討の経緯や今後の課題等について、私の意見を申し上げ、これからの議論の進め方についていろいろ考慮していただきたいと考えております。

そもそもこの問題について、私自身、検討が必要だと感じましたのは、全日制普通

科の高等学校の入学者選抜が、20パーセントを超える者は推薦に基づく選抜で行われていることに、それは元来の選抜の趣旨とは異なるのではないかと感じたという素朴なところです。

そもそも高校の入学者を決めるのは、学力検査が基本にあって、それを補完するもの、プラスするものとして、中学校時代の調査書や中学校でどれだけ頑張ったかということが、学力検査とあわせて考慮されるのが基本であるにもかかわらず、その例外的措置としてのこうした入学者選抜があまりにも広範に行われているのではないか。それは、かえって生徒たちの「生きる力」を育てることに少しマイナスの側面があるのではないかといった疑問から検討をお願いした次第であります。

その後の事務局からの説明等によりまして、私が今感じておりますことをお話させていただきます。

高校の入学の許可、入学者の選抜の基本は、学校教育法施行規則の第90条に書かれています。この第90条では、「高等学校の入学は、」「調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」こういう規定が原則規定としてあって、その2項で、「学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。」と書いてあります。

解説書によりますと、この「特別の事情のあるとき」とは、中学校を併置する高等学校に当該中学校の生徒が入学志願するような場合などで、特に選抜のための学力検査を行わなくても、調査書その他必要な書類等を資料として高等学校の教育を受けるに足る資質と能力を十分に判定し得ると判断される場合や、通信制の課程で特別の事由のある場合などをいうと書かれていまして、非常に限定的なものとして解釈をされているわけでありまして、それは、学力検査というものが生徒の学力を公平に判断する上で非常に重要だということが前提として考えられているところであって、学力検査もせずに高校への入学を許可するのは例外的な措置だということを法令上明らかにした規定だということだと思います。

それを前提にして、なぜ普通科についてもこうした入学者選抜制度を取り入れようとしたのかということについて調べてみますと、その基本は、平成5年の文部科学省事務次官からの各都道府県教育委員会への通知文書にあるわけでありまして。その通知

文書が基になっていて、「推薦入学については、専門学科のみでなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。」という規定に従って都教育委員会で検討されて、平成7年から実施をされるに至ったものだというのであります。

ここで、よく承知しておく必要があるのは、「普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。」と言われていることであって、そういう趣旨で、この普通科についても推薦に基づく選抜での選考を認めようという、比較的モデストな姿勢で通知はなされているということを考えなければならないということです。

もう一度この通知文書に戻ってみますと、この通知文書には別添の文書がありまして、それは、「高等学校教育の改革の推進について（第三次報告） - 高等学校入学者選抜の改善について - 」という高等学校教育の改革の推進に関する会議が平成5年1月26日に出した報告がつけられています。この報告では、なぜ推薦入学者選抜を普通科高校についても広げようと考えたかということについて詳細な背景が説明してあります。

これによりますと、平成のころになりまして、入学希望者も非常に多かったということもありますが、受験過熱ということが言われまして、この文書によりますと、過度の受験競争は生徒の心身の健康に悪影響を及ぼしたり、様々な社会体験や生活体験の不足が人間形成に悪影響を及ぼしたり、また、偏差値に大きく依存した進路指導が高等学校への不本意入学者を生み、ひいては学校不適應や中途退学者を増加させる一因となっている等の状況が依然として見られます。それとともに、業者テストに公教育が依存をしていたという状況もあって、これも改善する必要があるというところから、推薦による入学者選抜制度をもっと活用しよう、そのことが現状を打開することになるのではないかと考えたということがうかがわれます。

それとともに、平成元年に改訂された学習指導要領に基づく新しい教育課程が、中学校では平成5年度から全学年で、高等学校では平成6年度から学年進行で実施されました。この新しい教育課程においては、知識偏重の学力観を改め、自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を重視するという新しい学力観への転換をねらいとしている

こと、基礎・基本を重視し、生徒の個性の伸長を図るよう個に応じた教育を重視することなどが特徴として挙げられると書いてあります。

この通知の基になったこの会議の議論は、そうした受験過熱を改める一つの手法としてこれを考えるとともに、併せて教育の積極的な側面として、知識偏重の学力観を改めて、自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を伸ばそうという公教育、小学校、中学校の教育を含めて、そういうふうにしていきたい。その一つの手法として、こうした普通科の学校についても、推薦選抜制度を取り入れることを基本的によしとしている通知だと考えるわけです。

しかし、それにもかかわらず、そこで言われているのは、この中でもそうですが、普通高校は大体似たようなことを行っておりますので、普通高校において教育の特殊性といいますか、教育する側の個性、学校の個性を見つけるのは非常に難しいわけです。したがって、その点については十分配慮しながら、先程申し上げた通知にもありますけれども、高等学校の普通科については、「普通科においても教育上の特色づくりと並行して」と書かれていて、自分の学校の普通科はこういう学校だから、こういう生徒が欲しいという形で対処すべきである。野放図に試験をしないで、何か別の方法で採用することは認めているわけではないのだということが明らかだろうと思います。

東京都は平成7年からこの通知を受けて、ほぼ現状と変わらない方法をとってきたわけですが、それが結果としてどういう状況をつくり出してきたのかということについて、もちろんこればかりではありませんけれども、私自身は、このやり方が15年続いてきて、見直しが行われるべきだという考え方について、なおその考え方を維持いたしております。

その理由は、先程少し申し上げましたが、新しい教育課程において知識偏重の学力観を改め、自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を重視するという新しい学力観への転換をねらいとしたこの制度が、果たしてその目的を達しているのかとなりますと、最近の学力の低下、そしてなお、考える力が低下をしているのではないかということが、いまだもって指摘をされている現状からするならば、その目的は、少なくとも十分には果たしていないということは明らかだと思います。それが、この制度だけ

が原因だというふうには考えませんが、しかし、この制度を改革すれば、こういった点についても少し改善がなされるのではないかという趣旨は、必ずしも生かされているとは思いません。

他方で、平成7年からこの制度が始まって、15年を経ていますけれども、この制度の最初の適用者は今30歳になっていると思います。今の若者たちに生じてきている現象、もちろん学校教育だけに原因があるわけではありませんし、まして、この選抜制度だけに原因があるとは思いますが、今のひきこもりですとか、あるいは社会的非適応の若者の増加などを勘案すると、今言ったようなこの制度の改正の目論見が達成されているとは少し思いにくいというふうに私は感じているところであります。

他方で、この制度を運用する基本的な目標と、現実にこの制度を採用している学校現場での考え方にどういう差があるのかを少し考えてみますと、今も報告がありましたけれども、検討委員会の検討に係る報告や、各学校長の先生方に対するこの問題についての考え方をずっと見てみますと、あるいは当委員会での事務局の説明も踏まえてみますと、この選抜制度によって学校運営の核となる生徒たちを確保することができるという学校管理者、運営者側の、この制度に対する強い支持の理由が挙げられているように思います。推薦制度で20パーセントを枠にして、真面目でいい生徒が採れる。それをやめられると、自分たちの学校運営に自信が持てないといった主張が数多く見受けられるわけでありまして。これは、元来の推薦に基づく選抜を実施しよう、しかも、例外的な措置をしようという点では少し乖離があるのではないかと思わざるを得ません。

しかも、報告によれば、これは一部の惰性的な運用として、これが当然だと思われる。あるいは、この枠をもっと広げてもいいのだというような考え方があることについては、少しびっくりしましたが、この法令の基本的な原則をしっかりとわきまえて対処することを含めて、学校の校長先生方に、元来の目的と今運営している差についてしっかりとまず考えてもらいたいと思うわけでありまして。

他方で、最近皆さんといろいろ議論をしていて、今の推薦制度はもっと縮小されて改善されるべきだということで、すぐ結論が出せるかということ、そこは少し考えてみなければいけないのではないかとも思っています。やはり中学校で真面目に努力をし

て、成績はほかの人よりも多少落ちるかもしれないけれども、しかし、真面目にクラスの運営にも参加をして、場合によっては部活のリーダーもやる人たちが公教育の中で大切にされる。そういう人たちは、学力検査で多少落ちるかもしれないけれども、高校としては大事にするというメッセージはあってもいいのではないかと。それは、元来の普通科の推薦に基づく選抜の趣旨とは少し離れるけれども、是としていいものもあるのではないかと考えるようになってきました。

そのことと法令上の整合性をどう考えるのかということは、これから少し考えなければいけません。ここまで高校の先生方が、この制度についていいものだと言っている以上、それは間違いだとは切って捨てられないだろうとも感じております。

今申し上げた様々な事情から、私自身としては、今回、例えば推薦に基づく選抜の対象人員枠等について、全日制普通科募集人員の20パーセント以内とするといったパーセンテージを含めて、従来のものを維持する中で留意事項をつけていただいて、もう一度本来の制度に近い形で運用することを検討してもらいたい。その上で皆さんにいろいろ考えてもらって、来年、この推薦制度の枠の問題を含めてもう一度考え直してもいいのではないのでしょうか。そうしないと、東京都教育委員会が無理やり今の制度をこの時期に大きく改善するとしても、学校現場においては納得して受け止めることはないだろうと感じておりますので、今回については、従来の枠を維持しながら、なお留意事項にあるような点を踏まえて、十分な検討をこれからも行っていくという方向でいいのではないかとというのが、私の今回のこの問題についての基本的な結論であります。

ただし、一つ、高校の校長先生方に今年度の入学者選抜のあり方を考えてもらう上で、これまでの東京都教育委員会の議論はできるだけ生のものを伝えてもらいたい。これまでもいろいろ議論してきましたけれども、それを皆さん方が要約をしないで、今の私の話も含めて、多少「てにをは」にいい加減なところがあったとしても、どうぞそのまま先生たちに参考資料として流してもらいたいとお願いしたいと存じます。

【委員長】 大変本質的なポイントについて御発言いただきました。私の考えているところと大体同じであります。竹花委員は、来年に向けてという御発言がありまし

たけれども、いろいろ諸般の事情がありますので、私はもう少し時間をかけるべきではないかと思っています。中には任期が終了してしまう委員がいらっしゃるかもしれませんが、これは相当本質的な問題なので、校長先生と教育委員会で意思疎通を図りながら、我々がどう考えているかということ、今おっしゃったように理解をさせていただく必要があると思います。理解していただけないかもしれないですし、意見が違ってもいいかもしれませんが、議論をして、少し慎重に検討していくということ、委員長として提案したいのですが、竹花委員、それでよろしいですか。スピード感も必要かもしれませんが、いろいろな状況があるので、都立高校の今後の状況も見ながら議論していく点については大賛成であります。

【竹花委員】 一つは、前例踏襲主義を廃してもらって、もう1回校長先生方にも考えてみるようにきちんと伝えることが必要です。

それからもう一つ、これは事務局ともいろいろ議論をしていて感じたのですが、これが平成5年の通知で、その後、ゆとり教育の問題に本格的に入っていくわけですが、平成4年には不登校にかかわる通知もあって、あたかも不登校については容認するとも受け止められかねないような通知があったわけです。それは今現在、是正されていると聞いていますが、その後、ゆとり教育という言葉で、内容についても、勉強する時間についても薄くしてきたということもございます。今また新しい学習指導要領に改訂され、平成の時期にいろいろ考えられた教育改革の仕組みが、10年以上たっで見直されている時期だと思います。その他の様々な文部科学省からの通知を、東京都教育委員会でも全体的にもう一度検討し直して、この間、学校週5日制の問題については東京都教育委員会でも議論して、方向性を出してきたわけです。あれも見直しの一つだったのですが、全体として見直しをする中で、この問題についても考えていく必要があると思います。そういう意味では、少し時間のかかる話かもしれませんが、是非ともお願いしたいと思います。

何も前に行ってきたことが誤りだと申し上げているわけではなくて、時代の中で教育のありようも変わるわけで、何よりも大事なことは、教育の仕組みが非常に分権化されていて、それぞれ教育に責任を負う人たちの自主的な努力がすごく要請されている分野であります。したがって、国から、こうしろという形ですべて指示が下りてく

るわけではありません。そういう意味では、私ども教育にかかわる者たちは、行政も学校現場もそうですが、自分たちのやってきたことをいつも真摯^{しんし}に見つめ直して、本当にこれが一番いいのかということを繰り返し検討することが責任だと思えます。従来どおりやっていけばそれでいいという話ではないのだということも、併せて学校現場の先生方にお伝えしたいと思えます。

【高坂委員】 基本的には竹花委員のおっしゃることもよくわかりますし、この問題を昨年来提起してきて、何回も議論してきました。その過程は非常に大事なので、その過程を各校長先生にも知ってもらい、そして自分で考えてもらい、これも賛成です。

この資料を見ていまして、先程竹花委員のおっしゃったことで、私は少し違うのではないかと思ったことがあります。推薦入学者に学校のリーダーになってもらうということは違うのではないかとおっしゃったけれども、むしろ推薦に基づく選抜での入学者の方が、この統計の評定平均分布で見ても、学力検査による選抜の入学者よりも成績が良いわけですね。ということは、学校の校長先生にしたら、こういう人をうまく育てていく。つまり、成績だけではなくて、学校をまとめるためのリーダーとして、そういう人を育てていくという観点があってもいいのではないのでしょうか。それも推薦入学の一つの目的であっていいし、また、そういう人は多少成績が悪くてもリーダーシップのとれる人とか、コミュニケーションのうまい人ということがありますから、それを各々の学校が学校の特色を生かすために、こういう人のほうがいいという目的をきちんと持って、入ってきた人がそうなっているかどうかまで検証するぐらいの覚悟でやっていけばいい。ますます多様化していますし、各学校が学校の特色を發揮しなければいけない時代ですから、各校長先生が指導して、推薦入学を決めるときは面接主体、あるいは小論文主体でやる方がいいのではないのでしょうか。

以上、付け加えさせていただきます。

【竹花委員】 今のお話に付け加えさせていただきたいのですけれども、高坂委員のおっしゃるように、推薦制度の元来の趣旨ですと、特に普通科については仔細を検討すれば、本来の目的はそこにはなかったように思います。しかし、今、高坂委員のおっしゃったことが推薦制度の一つの目的としてあってもいいのではないかと私は

感じているので、そこは特に法令との兼ね合いでどう考えたらいいのかをもう少し検討しなければいけないと思います。

もう一つ申し上げようと思って忘れておりました点についてですが、少し成績が悪くてもリーダーシップを発揮できる、あるいはコミュニケーションをうまくとれる生徒を選抜したいというのは、すごく大事なことです。それはどういうことであられるかということ、今、各学校がとっている調査書と面接なり作文なりの配点にあられるわけです。報告を受けたところでは、基本は調査書中心になっていて、その調査書というのは、基本的には中学校の学力を反映しているわけです。そういう意味で、まず勉強ができる人というのがあって、そこからプラスしてというやり方をしているわけです。しかし、今、高坂委員がおっしゃられたような趣旨で言うならば、そうした配点についても、従来の前例にこだわらずに少し見直すことも検討してほしいと思います。

【委員長】 私は、ここ20年ぐらい、日本の調査書の書き方は変えるべきだと主張しています。アメリカやイギリスの調査書は、おおむね4倍ぐらいの量を書いています。学力だけではなくて、その子にどういう特徴があるかということ、校長先生なり担当の先生が細かく書いています。大学はそういうものを見て選ぶのです。ですから、竹花委員と高坂委員がおっしゃたように、多少学力が低くても、将来リーダーになれる人をそういうところから見つけることができるわけです。日本の現状の調査書では、確かに人物批評は書いてありますけれども、学力中心です。このような変更を文部科学省にはやってもらいたいと思って、中教審で随分発言しているのですが、一向に変わりません。

大変いい議論ができたと思いますので、今後ともこの議論は続けていきたいと思えます。

それから、竹花委員が今歴史的に解説していただいたことについては、こんなことを申し上げると叱られるかもしれませんが、非常に勉強されたという印象を受けました。非常に貴重なコメントであったと思います。

どうしてゆとり教育の考え方が出てきたかということ、もう皆さんお忘れになっているかも知れませんが、あのころマスコミが、日本の子供は疲れている、過度の受験競

争で時間がないということを連日報道したのです。NHKの調査によっても、子供たちがいららしている、寝られないのがどのぐらいのパーセンテージがあるのかということ連日報道していました。そういう背景で、ある意味で言うと、教育行政が世の中の意見に迎合したというところでしょう。その反省が今出ている。その辺のことが今の竹花委員のステートメントに出ていましたので、是非それをまとめていただいて、校長先生方に、これまでの経緯にこだわらずに、白紙で考えてほしいというメッセージを出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それから、特に竹花委員は大阪と東京を往復されていますから大変ですけども、校長先生と我々が直接話す機会をもっとつくってください。学校訪問も大事ですが、意見交換の場も非常に大切です。よろしくお願いします。

【高坂委員】　そうですね。全員が出席できなくても意見交換の回数を増やすことですね。

【委員長】　この件については、どこの国もライトソリューションを持っていません。ですから、我々としても今後、真摯に時間をかけて議論する必要があると思います。

ということで、本件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

協　　議

(1) 平成 2 3 年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

(2) 平成 2 3 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

【委員長】　協議事項（ 1 ）平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について及び協議事項（ 2 ）平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしくお願いします

いたします。

【指導部長】 お手元の協議資料（１）を御覧ください。平成23年度に使用する都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択（案）について協議をお願いするものでございます。

１番を御覧ください。「平成22年度第３回東京都教科用図書選定審議会答申」につきましては、平成22年４月８日の教育委員会の決定に基づきまして、東京都教科用図書選定審議会に諮問した「平成23年度使用教科書採択（案）」について、適切である旨の答申をいただいたところでございます。

協議資料を１枚めくっていただきますと、答申文がございます。平成22年４月12日の第１回審議会において諮問した「平成23年度使用教科書採択（案）」について、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小・中学部において使用する教科書の採択（案）として適切であり、この採択（案）と教科書調査研究資料を採択に当たっての資料として、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うとの答申を得たものでございます。

もう一度、協議資料（１）にお戻りいただければと思います。

続きまして、２番目でございますが、「文部科学省検定済教科書の採択」について御説明申し上げたいと思います。

審議会から答申を受けました「平成23年度使用教科書採択（案）」に基づき協議するものでございます。

（１）小学部用教科書についてでございます。今年度は採択替えを行う年になります。そのために、都立特別支援学校小学部の児童の状況等を考慮し、３つの障害種別に分けまして、教科書の調査研究を行いました。調査研究の結果は、お手元の「平成23～26年度使用都立特別支援学校（小学部）教科書調査研究資料」にまとめてございます。また、この調査研究資料から採択に必要な項目を選定して作成したものがA4横とじの「平成23～26年度使用都立特別支援学校（小学部）教科書採択資料」となっております。

「平成23年度使用教科書採択（案）」の５ページを御覧ください。

ここで示しているのが、「平成23年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用

教科書採択（案）」でございます。その「（１）文部科学省検定済教科書」のＡにございますように、小学部で使用する教科書については、別添資料「平成23～26年度使用都立特別支援学校（小学部）教科書採択資料」を採択（案）とするものでございます。

なお、アのなお書きに示してございますように、視覚障害特別支援学校においては、全盲の児童と弱視の児童と一緒に学習するために、点字教科書が出版される教科（種目）については、点字教科書の原典となる教科書を採択（案）とするものでございます。

続きまして、もう一度、協議資料（１）にお戻りください。

（２）中学部の教科書については、法令等の規定により平成22年度使用教科書において採択替えを行い、平成23年度使用まで同一の教科書を２年間採択することになっております。「平成23年度使用教科書採択（案）」の７ページに記載した「採択一覧」を採択（案）とするものでございます。

もう一度、協議資料（１）にお戻りください。

協議資料の３番目に示しているのが「文部科学省著作教科書の採択」についてでございます。

文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省において作成された教科書です。文部科学省が作成した平成23年度使用特別支援学校（小・中学部）教科書目録に登載されているすべての教科書を案とするもので、先程御紹介申し上げた「平成23年度使用教科書採択（案）」の９ページから14ページまでにかけて「平成23年度使用都立特別支援学校用（小・中学部）文部科学省著作教科書一覧」がございます。

もう一度、協議資料（１）にお戻りください。

次に、４番目の「学校教育法附則第９条の規定による教科書（一般図書）の採択」についてでございます。

この一般図書とは、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書のほか、児童・生徒の障害の状態により、検定済教科書や著作教科書の使用が適切ではない場合に使用する絵本等の図書を示してございます。絵本等の一般図書に関しま

しては、平成20年度に調査研究を行いました。特別支援学校の児童・生徒にとって適切であるとした図書について、廃版となった図書等を除き、資料にまとめて採択（案）としたものでございます。「平成23年度使用教科書採択（案）」の15ページからこの冊子の最終ページである46ページまでが一般図書の一覧でございます。

協議資料（1）についての説明は以上でございます。

続きまして、協議資料（2）を御覧ください。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）において、平成23年度に使用する教科書の採択案について協議をお願いするものでございます。

「1 平成22年度第3回東京都教科用図書選定審議会答申」につきましては、先程の協議資料（1）で説明したとおりでございます。

2番の「文部科学省検定済教科書の採択」についてでございますが、中学校用教科書は、平成22年度使用教科書において採択替えを行い、平成23年度使用まで同一の教科書を2年間採択することとなっております。「平成23年度使用教科書採択（案）」の3ページから4ページまでの「平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）文部科学省検定済教科書採択一覧」を採択（案）とするものでございます。

協議事項（1）及び（2）についての説明は以上でございます。審議会の答申に基づき協議をお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。 異議なし それでは、ただいま御説明いただきました件につきまして、教科用図書選定審議会の答申に基づきまして協議を進めてまいりたいと存じます。

まず、協議事項（1）平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についてです。

小学部で使用する文部科学省検定済教科書に関しましては、先程の説明でありましたように、今年度は採択替えとなります。

採択に当たりましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項により、文部科学大臣から送付される教科書目録に登載された教科書のうち

から行うこととなりますが、文部科学省の指導は、事務局があらかじめ採択すべき教科書の候補を一種又は数種に限定する、いわゆる「絞り込み」を行ってはいけないということになっております。したがって、議案の採決の方法については、東京都教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、3つの学校種別に分けて、種目ごとに文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書を無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。よろしゅうございますか。

異議なし。

また、過半数の票を得た教科書がない場合には、これまで通り委員長である私が最終的に決定することとさせていただきます。

採決の結果は、事務局で集計いたしまして、最後に御確認をいただきたいと思いません。

委員の皆さんには、一定の時間の中で効果的に議案の審議を進めていくために、教科書採択資料、教科書調査研究資料等が事務局から事前に送付されていて、御覧いただいたと思います。また、51種280点の小学校用教科書見本につきましても、あらかじめ各委員に送付されております。各種資料等を参考にして採択する教科書を十分御検討いただき、各自、御意見を整理していただいているものと考えております。

そこで、時間の関係上、各教科一つ一つ個別に審議することはできませんので、投票の前に全教科一括して、委員の方々から御意見をいただき、審議を行いたいと存じます。

なお、投票の結果、票が割れた場合、特に御意見がございます場合には、御意見を賜る機会を設けたいと存じます。

以上、小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採決の方法等について御説明申し上げましたが、このような方法でよろしゅうございますか。 異議なし

。

それでは、次に参ります。都立特別支援学校中学部で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、法令の規定に基づき平成23年度まで同一の教科書を採択することになっておりますので、採択（案）に記載の教科書を一括して採択したいと存じます。

また、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書や、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）につきましても、例年どおり採択（案）に記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。 異議なし 。

次に協議事項（2）平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてです。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択につきましては、都立特別支援学校の中学部と同様に、平成23年度まで同一の教科書を採択することになっていきますので、採択（案）に記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。 異議なし では、そのようにさせていただきます、協議は終了といたします。

議 案

- | | |
|----------|--|
| 第58号議案から | 平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用 |
| 第93号議案まで | 教科書の採択について |
| 第94号議案 | 平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について |

【委員長】 以上の協議事項を議案として追加上程し、審議を行いたいと存じます。

それでは、資料を配布してください。

それでは、ただいま追加上程いたしました第58号議案から第93号議案まで、平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 それでは、「第58号～第93号議案資料」を御覧ください。

平成23年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部の採択についてでございます。

まず、「1 文部科学省検定済教科書」の採択についてでございます。表中の議案番号第58号から第90号議案までのところを御覧ください。

都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択替えについてでございます。

実際に教科書を使用する児童の実態によりまして、そこに示してございます3つの学校種別、「視覚障害特別支援学校」「聴覚障害特別支援学校」そして「肢体不自由・病弱特別支援学校」この3種に分けましたので、これらの学校種別ごとに適した教科書の採択を行っていただきたいと考えております。

採択に当たりましては、議案資料5ページ、「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載された発行者の中から、学校種別、教科（種目）ごとに1種の教科書の採択を行っていただくことになります。

議案資料6ページを御覧ください。

議案番号の内訳をお示ししております。第58号議案から第68号議案までが視覚障害特別支援学校、第69号議案から第79号議案までが聴覚障害特別支援学校、第80号議案から第90号議案までが肢体不自由・病弱特別支援学校の議案でございます。

なお、視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される教科（種目）については、点字教科書の原典となる教科書を採択することとなります。今回は、国語、社会、算数、理科、音楽、家庭及び保健でございます。

特別支援学校の議案につきましては、第58号議案から第90号議案までの小学部で使用する文部科学省検定済教科書までということで、説明を一旦区切らせていただきまして、第91号議案以降につきましては、後ほど御説明申し上げたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 それではまず、第58号議案から第90号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。

3つの学校種別に分けて、教科（種目）ごとに議案として無記名投票によって採択を行いますが、投票に先立ちまして、委員の皆様から全体を通して何か御意見があればいただきたいと思いますが、何かございますか。

私、いただいた採択資料を参考にしながら実際の教科書を見たのですが、この資料は、障害への配慮を要する内容が一番最初に記載されていました。私は、もちろん配慮すべき点が少ないことも重視しましたがけれども、むしろそれ以外のところで、この資料の中で評価されているところを見て、自分の案としました。

ほかに何かございますでしょうか。何か御意見がありましたらお願いします。

【内館委員】 今の委員長の意見と重なるところもあるのですが、全体的に、今回教科書を丁寧に拝読してみて感じたことは、それぞれ障害を持っているということで、例えば道具の取扱いがとても面倒だったり、大変だったりというケースが出てくると思います。その困難をどの程度配慮するのかがすごく大きな問題で、具体的に幾つもあったのですが、例えば国語の中で、雨の音を聞く詩があったのですね。とてもいい文章だったのですが、これは聴覚障害のある子供にはどうだろうかと思いました。それから、音読とか発声活動も、やはり障害のある子供にはどうだろうかとか、アレルギー疾患の問題とかいろいろなことが出てきていました。配慮しなければならぬことは当然ながら必ずあるわけですね。そうすると、どこまで配慮するのかということが、教科書採択のものすごく大きな問題になると思います。視覚障害があれば色の問題もありますし、形の問題も出てきます。

私は教科書を選ぶ上で、多少の困難があったとしても、配慮し過ぎているようなものではなくて、各児童が先生の指導によって「ええっ」と思ったり、何か面白そうと思うような作り方をしているものを選んだというのが原点としてありました。

それからもう一つ感じたことは、教科書の発行者が作成する上でものすごく関心を引こうとして一生懸命配慮した結果だと思うのですが、どの教科書もレイアウトがあまりにも目立ち過ぎます。これはとんでもない話で、私が本当に驚いたのは、例えば地図帳です。私は、中学のときに使った帝国の地図帳をまだとってあるのですが、それと比べてみましたら、これはひどいですね。何がひどいかというと、もちろん関心を引こうと一生懸命努力した結果ではあると思いますがけれども、例えば日本海などに漫画が出ていて、「これは何？」と書いていたり、世界地図の海のところに「子午線って何だろう」と漫画で指しているわけです。かと思うと、どこの国は鉄がとれる、トウモロコシがとれるというようなグラフや国旗も書いてあり、余白がまるでな

いのです。今から15～16年前に余白がなくすべて情報のみという女性誌が爆発的に売れたことがあったのですが、それと同じことをまだ行っているわけです。漫画などで関心を引こうとする努力が、逆に子供たちにとってはわけがわからないことになります。地図帳の地名よりも漫画のほうが目立ってしまうというのは非常に考えなければいけないと思います。

私はできるだけすっきりしたレイアウトの教科書を選ぼうと考えました。

もう一つ例を言いますと、理科で、お母さんのおなかの中で胎児が育っていく過程という絵があるのですけれども、すごく不気味です。これももう少し考えようがあるのではないかと思いました。写真で出しているものもあれば、絵で出しているものもありましたけど、巨大な胎児の絵があって、これで命の大切さを教えるのはすごく大変です。ですから、視覚的にみて行き過ぎていないものを選びました。

全体的に今の教科書は、どういう子供が使うのであれ、イラストなどのレイアウトが目立ち過ぎます。

【委員長】 ありがとうございます。

私が考えていたことを全部言っていただきましたので、大分すっきりしました。是非一度、外国の教科書を見て頂きたいと思います。吹き出しがあったり、漫画が出てくることはありません。漫画などで説明しないでいろいろ工夫して教えることができるよう、先生に裁量の余地を残してあります。

よろしいですか。 異議なし 。

それでは、第58号から第90号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択につきまして、無記名投票により採決を行います。

ただいまから、第58号から第90号議案までの投票用紙の配布をいたしますが、投票用紙は3枚ございます。上から順に、視覚障害、これは議案としては第58号から第68号まで、その下が聴覚障害で、第69号から第79号議案までに相当します。最後の1枚が肢体不自由・病弱特別支援学校で、第80号から第90号議案に該当いたします。お間違いないようによろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配布してください。

御記入をお願いいたします。

全員投票がお済みのようでございますので、ただいまから事務局で集計いたしますが、その間を利用いたしまして、その他の件についての審議を進めていきたいと考えますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、そのようにさせていただきます。

第91号議案から第93号議案まで、平成23年度使用都立特別支援学校で使用する教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、「第58号～第93号議案資料」を御覧ください。

第91号議案について御説明を申し上げます。

第91号議案につきましては、都立特別支援学校の中学部用教科書の採択についてでございます。議案資料の7ページを御覧ください。「平成23年度に都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、別紙のとおり平成22年度使用教科書と同一の教科書を採択する。」ということでございます。平成22年度に使用している中学部の教科書につきましては、9ページに記載のとおりとなっております。これは平成21年に採択をしたものでございます。

もう一度議案資料の最初のページにお戻りください。次に、「2 文部科学省著作教科書」でございます。

文部科学省著作教科書についてでございますが、議案資料の11ページを御覧ください。第92号議案、「平成23年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書については、別紙のとおり採択する。」というものでございます。議案資料13ページから18ページまでが文部科学省著作教科書の一覧でございます。このとおりに採択するというものでございます。

もう一度議案資料の最初のページにお戻りください。「3 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」についてでございます。議案資料19ページ、第93号議案を御覧ください。「平成23年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」については、別紙のとおり採択する。」というものでございます。これについては、附則第9条図書一覧が議案資料21ページから52ページまでに一覧がございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、第91号議案、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書について審議をいたします。

ただいま御説明ございましたが、中学部で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、平成22年度使用教科書と同一の教科書を平成23年度まで使用することになっております。審議会答申においても、「平成23年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」を採択（案）とするとしていますが、よろしゅうございますか。 異議なし 。

次に、第92号議案、文部科学省著作教科書についてであります。これについても、「平成23年度使用特別支援学校用（小・中学部）文部科学省著作教科書一覧」を採択（案）とすると審議会答申でなっていますが、よろしゅうございますか。 異議なし 。

第93号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についてであります。これにつきましても、審議会答申では、「平成23年度使用都立特別支援学校用（小・中学部）附則第9条図書一覧」を採択（案）とするという答申が出ておりますが、よろしゅうございますか。 異議なし 。

それでは、以上3件、答申のとおりとさせていただきます。

次は第94号議案になります。平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 それでは、第94号議案資料を御覧ください。

平成23年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についてでございます。

議案資料3ページを御覧ください。第94号議案、「平成23年度に都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書については、別紙のとおり平成22年度使用教科書と同一の教科書を採択する。」というものでございます。ちなみに、平成22年度に使用している都立中学校等の文部科学省検定済教科書については、議案資料5ページから6ページまでに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、第94号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課

程)で使用する文部科学省検定済教科書について審議いたします。

ただいま御説明いただきましたとおり、中学校等において使用する教科書につきましては、平成22年度使用の教科書と同一の教科書を平成23年度まで使用するということになっております。審議会答申においても、そのような案が示されておりますが、よろしゅうございますか。何か御意見ございますか。

【高坂委員】 異論はないのですが、一つ質問があるのは、議案資料5ページ及び6ページの社会(公民的分野)が、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、三鷹中等教育学校(前期課程)、南多摩中等教育学校(前期課程)は横線が引いてあってないのですね。前のページはみんなあるのですが、この4校は社会(公民的分野)はないということですか。

【指導部長】 これら4校はまだ中学校1年生しかおりませんので、社会(公民的分野)については3学年の生徒が在籍することになる前年に教科書の採択を行います。

【高坂委員】 今年開校の学校ということですね。わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし では、そういうことで、お認めいただいたということにさせていただきます。

以上で審議はすべて終わりましたが、現在、先程投票していただいた結果を事務局で集計しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

少し時間がかかっているようでございますので、お待ちください。

準備ができたようですので、どうぞ結果を配ってください。

それでは、審議結果についての説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 それでは、ただいまの採択について審議結果の説明を私のほうからさせていただきますと思います。

先程投票していただきました結果を集約いたしまして、今お手元の資料、「平成23年度使用都立特別支援学校小学部用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてございます。

第58号議案から第68号議案までの視覚障害特別支援学校のうち、第59号議案の書写、第61号議案の地図、第64号議案の生活、第66号議案の図画工作につきましては、委

員の意見が一致しませんでした。第69号議案から第79号議案までの聴覚障害特別支援学校につきましては、委員の意見が一致した教科（種目）は社会だけでございます。それ以外、10種目につきましては意見が一致しませんでした。また、第80号議案から第90号議案までの肢体不自由・病弱特別支援学校につきましては、委員の意見が一致した教科（種目）はございませんでした。

【委員長】 聴覚障害の第71号議案だけはここで決めてよろしいですね。

異議なし

それでは、ただいま御説明ありましたが、さらに詳しく見ていきたいと思えます。意見が一致しなかった教科（種目）について確認をしてみたいです。

まず、視覚障害特別支援学校についてであります。

まず、第59号議案、書写を御覧いただきますと、教出4、東書1、三省堂1ということで、教出が過半数を占めておりますから、教出でよろしゅうございますね。

異議なし

第61号議案の地図は、帝国5、東書1ということで帝国でよろしいですね。

異議なし

第64号議案、生活は、啓林館3、東書1、大日本1、日文1ということで、過半数ではありませんが、最多票の啓林館に決めさせていただいてよろしいですね。

異議なし

第65号議案、図画工作は、東書4、開隆堂1、日文1ですから、東書ということにさせていただきます。

次にまいります。第69号議案から第79号議案ですが、校種、聴覚障害特別支援学校についてです。

第69号議案、国語、これも分かれておりますが、学図3、三省堂1、教出2ということで学図ということにさせていただきます。

第70号議案、書写、教出4、東書1、三省堂1で教出

第71号議案、社会は全員一致ですから飛ばしまして、第72号議案、地図、東書が5、帝国1で東書

第73号議案、算数、日文4、大日本1、啓林館1で日文

第74号議案、理科、学図4、大日本2で学図

第75号議案、生活、東書5、日文1で東書

第76号議案、音楽、東書5、教芸1で東書

第77号議案、図画工作、東書5、開隆堂1で東書

第78号議案、家庭、開隆堂5、東書1で開隆堂

第79号議案、保健、東書4、学研2で東書

最後の第80号から第90号議案まで、肢体不自由・病弱特別支援学校です。

第80号議案、国語、三省堂4、学図1、教出1で三省堂

第81号議案、書写、光村4、東書1、三省堂1で光村

第82号議案、社会、教出5、日文 1、日文にアスタリスクがあるのは、「小学社会」と「小学生の社会」の2種類があるため、前者を日文 、後者を日文 にしたということですね。これが、教出5、日文 1ということに教出

第83号議案、地図、帝国5、東書1で帝国

第84号議案、算数が、啓林館5、大日本1で啓林館

第85号議案、理科が、東書4、大日本2で東書

第86号議案、生活が、啓林館4、東書1、日文1で啓林館

第87号議案、音楽が、教出4、東書1、教芸1で教出

第88号議案、図画工作、東書4、開隆堂1、日文1で東書

第89号議案、家庭が開隆堂4、東書2で開隆堂

第90号議案、保健が、東書5、学研1で東書ということになります。

以上、よろしゅうございましょうか。 異議なし

それでは、多数決で決めるということをお承りいただいておりますので、これで決定ということにさせていただきます。よろしゅうございますね。 異議なし

それでは、これで本日の議題は終了しましたが、最後に指導部長、何かございますか。よろしいですか。

【指導部長】 結構でございます。ありがとうございました。

【委員長】 それでは、以上で追加上程いたしました教科書の決定については、た

だいまの御意見どおり決定させていただいたということにさせていただきます、本日の臨時の教育委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午前11時43分)